

佐賀市
学校部活動及び地域クラブ活動基本方針

令和 8 年 2 月
佐賀市・佐賀市教育委員会

もくじ

はじめに	2
I 佐賀市部活動地域展開の基本的な考え方・方向性.....	3
1 佐賀市部活動地域展開の理念.....	3
2 改革の方向性	4
II 学校部活動の在り方	6
1 適切な運営のための体制整備.....	6
2 適切な指導・安全安心の確保.....	7
3 適切な活動時間・休養日の設定.....	8
4 生徒のニーズを踏まえたスポーツ・文化芸術環境の整備.....	9
5 大会・コンクールの在り方.....	10
III 地域クラブ活動の在り方	11
1 地域クラブ活動の認定制度と参加の考え方	11
2 適切な運営のための体制整備.....	12
3 適切な指導・安全安心の確保.....	13
4 活動条件の適正化	14
5 大会・コンクール等への参加の在り方	15
IV その他.....	16

はじめに

近年、少子化の進行や教職員の働き方改革の要請を背景に、学校部活動の在り方は全国的な転換期を迎えている。スポーツ庁及び文化庁は令和4年12月に「学校部活動及び新たな地域クラブ活動の在り方等に関するガイドライン」を策定し、令和7年5月に「地域スポーツ・文化芸術創造と部活動改革に関する実行会議 最終とりまとめ」を公表した。

さらに文部科学省は、これらの議論や実践を踏まえ、令和7年12月に「部活動改革及び地域クラブ活動の推進等に関する総合的なガイドライン（以下「国のガイドライン」という。）」を公表した。国のガイドラインでは、令和8年度から令和13年度までを「改革実行期間」と位置づけ、同期間内に、休日の学校部活動については原則として地域クラブ活動への展開を進めるとともに、平日の活動についても地域の実情に応じて地域展開を推進していく方向性が示されている。

佐賀市においても、平成30年に策定した「佐賀市立中学校に係る部活動の方針」に基づき、学校部活動の教育的意義を大切にしながら、その適切な運営に取り組んできた。

しかし、少子化が進行する中、学校部活動を従前と同様の体制で運営することは難しくなっており、学校や地域によっては存続が厳しい状況にある。

このため、佐賀市では令和5年度より「佐賀市部活動地域展開会議」（以下「地域展開会議」という）を設置し、関係団体や学校等との協議を重ねながら、学校部活動と地域クラブ活動の在り方について検討を進めてきた。あわせて、生徒の声を起点に活動時間や活動内容を見直す「学校部活動の適正化モデル（以下「佐賀モデル」という。）」に取り組むとともに、新たな地域クラブ活動に関する実証的な取組も進め、競技や地域の実情に応じた効果的な移行の在り方や、持続可能な運営体制について検証を行ってきた。

本基本方針は、国の動向及び佐賀市における取組を踏まえ、当面の間、学校部活動と地域クラブ活動が併存することを前提に、学校部活動及び地域クラブ活動の運用方針を示すものである。

I 佐賀市部活動地域展開の基本的な考え方・方向性

1 佐賀市部活動地域展開の理念

<基本理念>

健全で 持続可能な「教育環境」「文化・スポーツ環境」を創造する

佐賀市における部活動地域展開は、子どもたち一人ひとりが、自らの意思でスポーツ・文化芸術活動に関わり、仲間や地域とともに学び、成長していくことができる持続可能な環境を構築することを目的とする。その実現に当たっては、部活動改革を「学校の負担軽減」や「地域への単純な移行」として進めるのではなく、活動の在り方そのものを見直すことを重視する。

そのため、まず、学校部活動そのものの在り方を問い直す取組として、「佐賀モデル」に着手してきた。この取組は、活動の量を一律に抑えることを目的とするものではなく、限られた時間(週あたり8時間程度)¹の中で活動の質を高め、生徒の主体性を育むことを重視するものである。その上で、地域クラブ活動の実証的な取組を通じて、競技や地域の実情に応じた効果的な移行の在り方や、持続可能な運営体制について段階的に検証を進めている。

¹本基本方針において示す活動時間(週あたり 8 時間程度)は、国のガイドラインの考え方を踏まえつつ、佐賀市の生徒の生活実態や意識調査の結果をもとに設定したものである。

国のガイドラインでは、成長期にある生徒が、学校内外の活動、食事、休養及び睡眠等のバランスの取れた生活を送ることができるよう、スポーツ医・科学の観点からのジュニア期におけるスポーツ活動時間に関する研究成果を踏まえ、週当たりの活動時間について、平日及び休日の活動時間や休養日の設定を含めた総合的な目安として、「週 11 時間程度」が示されている。

一方、佐賀市が令和 5 年度に実施した生徒アンケート調査の結果からは、現行の「週 11 時間程度」の活動時間であっても、全国平均と比べて活動時間が長い傾向にあったこと、学外の習い事等と合わせた年間の活動時間が授業時間数に匹敵していたこと、睡眠時間が短い生徒が一定数存在していたことなど、生徒の生活全体のバランスに課題がある実態が明らかとなった。

こうした実態を踏まえ、佐賀市では、生徒の声を起点に、専門家等の知見、他自治体の事例を踏まえ、有識者による協議を重ね、地域展開会議において、活動時間を週あたり 8 時間程度とすることを基本とする判断を行った。また、令和 6 年度からのモデル校における試行的な取組を通して、成長期にある生徒が無理なく、学校内外の活動や休養とのバランスを保ちながら取り組むことのできる、現実的かつ持続可能な水準であると判断したものである。

佐賀市が目指す部活動地域展開の姿は、次のとおりである。

生徒の視点	・増えた選択肢の中から自分に合った活動の場を主体的に選び、納得感と責任をもって活動に関わることができること。 ・自身の目標を考え、対話を通して取り組みながら、多様なスポーツ・文化芸術や地域の大人と出会い、協働する中で学びを深めていくこと。
教職員の視点	・指導に関わる教職員については、改革の進展に伴い、意欲や専門性を尊重した関わり方が可能となり、生徒にとって望ましい指導環境の確保と、教職員の業務負担への配慮が両立した、持続可能な教育環境が実現していくこと。
地域の視点	・地域の指導者や団体が、学校部活動の課題をそのまま引き受けるのではなく、役割や負担が整理された形で活動に関わり、無理のない継続的な運営が可能となっていること。

このように、佐賀市の部活動地域展開は、生徒の主体性を中心に、学校と地域がそれぞれの役割を果たしながら支え合う関係を構築することを目指すものであり、部活動改革を通じた人づくりと地域づくりを一体的に進める取組として位置づける。

2 改革の方向性

(1) 改革期間

佐賀市では、国が示す改革実行期間(令和8年度から令和13年度まで)の考え方を踏まえ、令和8年度から令和10年度までの期間と、令和11年度以降の期間に区分して、今後の取組の見通しを整理する。

(2) 取組方針

●令和8年度から令和10年度

学校部活動は、教職員の勤務時間内での実施を基本とする運営へと段階的に移行していく。生徒が自分に合った活動を主体的に選べるよう、地域クラブ活動の創設や充実を図る。

●令和11年度以降(新チーム結成以降)

学校部活動は、原則として教職員の勤務時間内で実施する。ただし、国の制度改正や学習指導要領の改訂等の動向を注視しつつ、必要な見直しを行う。

(注)競技特性や地域の状況等により、地域展開が困難な場合には、部活動指導員の配置等を推進する。その際も、活動の量を確保することを目的とするのではなく、限られた時間(週当たり8時間程度)の中で活動の質を高め、生徒の主体性を育む取組を基本とする。

図 佐賀市の部活動地域展開ロードマップ



(3) 留意事項

上記の改革期間及び取組方針に基づき、学校部活動改革及び地域クラブ活動を推進するに当たっては、以下の点に留意して取組むことが重要である。

- ア 本改革は、学校部活動を一律に廃止したり、地域クラブ活動へ急激に移行したりするものではなく、学校部活動と地域クラブ活動が併存する期間を経ながら、段階的に進めていく取組であることを共有すること。
- イ 地域クラブ活動への展開は、学校部活動が抱えてきた課題をそのまま地域に移すことではなく、学校と地域がそれぞれの役割を果たしながら連携していく視点を大切にすること。
- ウ 国のガイドラインでは、生徒の活動機会の確保に加え、大人も含めたウェルビーイングの向上や地域社会の維持・活性化等の多面的な効果が期待されており、性別や障がいの有無、活動の得手不得手等を問わず、すべての生徒が希望に応じて多様な活動に参加できる環境づくりが求められていることを踏まえること。
- エ 学校部活動及び地域クラブ活動における活動時間や内容については、量を目的とするのではなく、限られた時間(週当たり 8 時間程度)の中で何に取り組むかを考えること自体が、生徒の主体性を育む重要な学びであるとの視点を共有すること。

Ⅱ 学校部活動の在り方

本章では、地域展開の進捗状況を踏まえつつ、学校部活動と地域クラブ活動が併存する期間における、学校部活動の役割と、休日及び平日の活動の在り方について示す。

1 適切な運営のための体制整備

(1) 学校部活動に関する方針の策定等

ア 校長は、本基本方針に則り、毎年度、「学校の部活動に係る活動方針」を策定し、各部活動の「年間の活動計画」とともに、学校のホームページへの掲載等により公表する。

また、部活動の地域展開に向けた学校の状況や進捗を踏まえ、地域展開への適切な移行計画を併せて示すこととする。

イ 部活動顧問は、年間の活動計画(活動日、休養日及び参加予定大会日程等)並びに毎月の活動計画及び活動実績を作成し、校長へ提出する。

ウ 部活動顧問は、生徒及び保護者等に対し「活動目標」、「指導の方針」、「活動計画」、「指導内容や方法」等を具体的に示す。

(2) 指導・運営に係る体制の構築

ア 校長は、各学校の部活動数について、生徒及び教職員の数、部活動指導員の配置状況を踏まえ、円滑に部活動を実施できるよう適正な数の部活動を設置する。

イ 校長は、部活動顧問の決定に当たっては、校務全体の効率的・効果的な運営、顧問の校務分掌を考慮し、部活動指導員の配置状況を勘案した上で、部活動開始・終了時刻の繰り上げ等活動時間を教職員の勤務時間内で適切に設定するなどの工夫を行い、教職員の負担が過度とならないよう十分に留意する。

ウ 校長は、設置する部活動について、生徒のけがや事故を未然に防止し、不測の事態が発生した場合に適切な対応ができるよう、部活動指導員を活用するなど、複数の顧問を配置するよう努める。

エ 佐賀市教育委員会(以下「市教育委員会」という)は、指導内容の充実や生徒の安全・安心の確保、教職員の長時間勤務の解消等の観点から円滑に部活動を実施できるよう、必要に応じて部活動指導員を活用するよう努める。

オ 校長は、部活動指導員等の協力を得る場合には、学校全体及び各部の「目標や方針」、「活動計画」、「具体的な指導内容や方法」、「生徒の状況」、「事故対応」等について、学校、顧問の教職員及び部活動指導員等との間で十分な連絡調整を行い、情報の共有と共通理解を図る。

- カ 市教育委員会及び校長は、部活動指導員が学校教育について理解し、適切な指導を行えるよう、佐賀県教育委員会が実施する研修を受講させるなど、研修の機会を設ける。
- キ 校長は、毎月の活動計画及び活動実績の確認等により、各部の活動内容を把握し、生徒が安全に部活動を行い、教職員の負担が過度とならないよう、適宜、指導・是正を行う。

2 適切な指導・安全安心の確保

(1) 暴力・暴言・ハラスメント・いじめ等の不適切行為の根絶

- ア 校長、部活動顧問、部活動指導員等は、学校部活動の実施に当たり、体罰・暴言・ハラスメント等の不適切行為の未然防止を徹底する。また、事案発生時には、迅速な対応及び再発防止の徹底を図る。
- ※ 具体的な指導の実施にあたっては「運動部活動での指導のガイドライン(平成25年5月文部科学省)を参考にする。
- イ 校長、部活動顧問、部活動指導員等は、いじめ(SNS 等による人を傷つける書き込み等も含む)は人権侵害であり、決して行ってはならないという強い認識のもと、学級担任や養護教諭等との連携を含め、様々な角度から生徒の姿を把握する。
- なお、学校部活動内の生徒間で、体罰同様の行為が行われないように注意を払う。

(2) 合理的かつ効率的・効果的な活動の推進

- ア 部活動顧問、部活動指導員等は、将来的に生徒が多様な地域クラブ等を自ら選択し、参画していくための基盤を形成するため、教育課程との関連を図りつつ、生徒が自ら考え、計画していく「ボトムアップ理論」に基づく指導方法等を通して、生徒の意思決定の機会を保障し、自らの希望や発達段階に応じて活動の内容や量を調整する力を育成する。
- イ 校長、部活動顧問、部活動指導員等は、部活動が勝利至上主義の意識・価値観による行き過ぎたものにならないよう配慮する。
- ウ 部活動顧問、部活動指導員等は、スポーツ医・科学の見地や生徒のバランスの取れた成長を図る観点から、過度の練習・活動が、スポーツ障害・外傷のリスクを高め、必ずしも体力・運動能力・技術の向上につながらないこと、部活動以外の様々な活動に参加する機会を奪うこと等を正しく理解する。その上で、各競技の特性を踏まえた効率的・効果的な練習・活動の積極的な導入等により、休養等を適切に取りつつ、短時間で効果が得られる指導を行うよう努めるものとする。

(3) 競技ごとの指導手引きの普及・活用

- ア 部活動顧問、部活動指導員等は、各競技・分野の特性や、気象条件等を含む活動環境を踏まえた安全確保の観点から、中央競技団体等が示す指導手引きや安全に関する資料等を活用し、指導に生かすものとする。
- イ 市教育委員会は、学校部活動に関わる関係機関や団体が作成する指導手引きや安全に関する情報について、学校が活用しやすいよう、情報提供に努めるものとする。

3 適切な活動時間・休養日の設定

(1) 休養日

市教育委員会は、成長期にある生徒が、学校部活動、学習、食事、休養及び睡眠のバランスのとれた生活を送ることができるよう、学校部活動における休養日及び活動時間等について以下の基準を設定するとともに、各学校に対し、適宜、支援及び指導を行い、逸脱する場合は是正を行う。

ア 学期中の休養日(週当たり2日以上)

- ① 平日:少なくとも1日以上を休養日とする。
- ② 週休日:土曜日及び日曜日の少なくとも1日以上を休養日とする。
- ③ その他:大会等により週休日に活動する必要がある場合は休養日を他の日に振替える。

イ 長期休業中等の休養日

- ① 学期中に準じた取扱いを行うものとする。(週当たり2日以上)
- ② ただし、長期休業の趣旨を踏まえ、生徒が家族や地域で過ごす時間等の確保に配慮し、生徒にとって無理のない計画を立て、一定期間の連続した休養期間を設けるものとする。

ウ 佐賀市立中学校共通の休養日

- ① 毎月第3日曜日の「県下一斉部活動休養日」(ア又はイに充てることができる。)
- ② 市教育委員会が定める夏季休業中の「学校閉庁日」(8月13日、14日、15日)
(ア又はイに充てることができる。)

エ その他

定期試験前、学校行事後、年末年始等については、各学校の実情に応じ、学校全体としての休養日を設定するものとする。(ア又はイに充てることができる。)

(2) 活動時間

本基本方針策定時点においては、学校部活動と地域クラブ活動が併存する期間にあることを踏まえ、学校部活動における活動時間の上限については、以下を基準とする。

- ア 平日：原則として1日当たり2時間以内
- イ 休日：原則として3時間以内(学期中の土日、長期休業中含む)
- ウ 週あたりの活動時間は「8時間程度」を目安とし、過度に逸脱しない範囲で、活動目的・実態に応じて柔軟な運用を認める。

(3) 下校時刻

校長は、活動時間に応じて下校時刻を設定するものとする。下校時刻の設定に当たっては、日没時刻等を考慮し、生徒が安全に帰宅できる時間となるよう配慮する。

(4) その他

活動時間の運用にあたっては、「佐賀モデル」の考え方にに基づき、生徒の主体的な意思と顧問との対話を通して目標を共有し、限られた時間の中での取組を基本とする。

- ア 部として目標とする重要な大会・コンクール等の直前4週間の期間においては、休養日を合計8日以上確保することを前提として、校長の判断により、期間や内容を限定した特例的な活動時間の調整を行うことができるものとする。この場合も、生徒の健康・安全に十分配慮し、活動前後の「振り返り」等によって活動の必要性を確認すること。
- イ 季節による日没時刻の変化や大会・コンクール前の調整等を踏まえ、週単位での活動時間の柔軟な割り振りを可能とする。この場合も、週あたりの活動時間は「8時間程度」を原則としつつ、校長の判断のもと、必要最小限の範囲で調整を行うものとする。
- ウ 前各号に定める休養日等の設定について、校長による判断が困難な場合は市教育委員会が適切な助言を行うこと。

4 生徒のニーズを踏まえたスポーツ・文化芸術環境の整備

(1) 生徒のニーズ等を踏まえた活動環境の整備

市教育委員会及び校長は、学校部活動が生徒の自主的・自発的な参加を前提とする活動であることに留意し、性別や障がいの有無、活動の得手不得手に関わらず、生徒一人ひとりの多様なニーズに応じた活動機会が確保されるよう努める。

(2) 合同部活動・拠点校部活動等の実施

校長は、少子化の進行等により、単独校では十分な活動が困難となる場合には、複数校で編成する合同部活動や拠点校方式による部活動の実施、地域クラブとの連携・移行の可能性も視野に入れた活動体制の見直しを進めるものとする。

(3) 地域と連携した指導・運営体制の充実

市教育委員会及び校長は、地域クラブ活動等との連携を含め、生徒が主体的に多様なスポーツ・文化芸術活動に参画できる環境の整備に努めるとともに、保護者・地域への適切な情報提供と理解促進を図る。

5 大会・コンクールの在り方

校長は、生徒に与える教育的意義、生徒及び部活動顧問の負担等を考慮し、参加する大会・コンクール等を精査する。

(1) 参加の在り方

- ア 土曜日、日曜日のいずれかに休養日が設定できるよう、原則として大会・コンクール等への参加が連続週にわたることがないように考慮する。
- イ 県大会規模の大会・コンクール等については、年4回程度の参加を目安とする。

(2) 引率・従事に関する留意事項

大会・コンクール等への引率に当たっては、教職員の勤務時間や校務全体への影響に十分配慮し、過度な負担とならないよう留意する。

Ⅲ 地域クラブ活動の在り方

本章では、Ⅱ章で示した学校部活動の在り方を踏まえ、学校部活動の単なる代替や受け皿としてではなく、地域が主体となって運営する「地域クラブ活動」が担う役割と、その在り方について示す。

1 地域クラブ活動の認定制度と参加の考え方

(1) 佐賀市認定地域クラブの位置付け

佐賀市では、地域クラブ活動のうち、一定の要件を満たし、中学生の活動機会の確保や健全やかな成長を支える観点から適切であると認められるものを、佐賀市認定地域クラブ活動(以下「認定地域クラブ活動」という)として位置付ける。

認定地域クラブ活動は、地域が主体となって運営される活動であり、学校部活動の教育的意義等を継承・発展させながら、義務教育段階の生徒に対してスポーツ・文化芸術活動の機会を提供する公的な活動である。

※認定に係る要件、手続その他必要な事項については、別途定める認定要綱による。

(2) 参加の考え方

認定地域クラブ活動への参加は、生徒の自主的・自発的な意思に基づくものとし、加入や継続を強制するものではない。生徒一人ひとりが、自らの興味・関心、体力や技能の状況、生活スタイル等を踏まえ、納得して活動の場を選択できることを基本とする。

(3) 活動の対象

認定地域クラブ活動は、学校部活動に所属しているか否かにかかわらず、運動や歌、楽器、絵を描くことなどが得意でない生徒や、障がいのある生徒を含め、希望するすべての中学生を対象とした活動である。

また、地域クラブ活動は、地域の実情に応じて、小学生や高校生、大人など、多様な参加者が関わる活動として展開されることが想定される。

(4) 認定を受けていない地域クラブ活動の取扱い

地域クラブ活動は、本章に定める認定制度に基づく認定を受けて活動することが基本となる。一方で、認定を受けていない地域クラブ活動においても、中学生を対象としたスポーツ・文化芸術活動としての質の担保等の観点から、認定要件に準じた活動を実施することが求められる。

特に、活動時間・休養日の設定や、暴言・暴力・ハラスメント等の防止、生徒の安全確保については、関係法令や国のガイドラインを踏まえ、適切な対応が行われることが必要である。

2 適切な運営のための体制整備

(1) 運営団体・実施主体

- ア 運営団体は、認定地域クラブ活動全体の運営を統括する立場として、参加者の募集、保険への加入、参加費の管理、指導者への謝金・報酬の支払い等の事務を適切に行い、地域クラブ活動が円滑かつ継続的に実施されるよう実施主体を統括する。
- イ 実施主体は、認定地域クラブ活動を実際に行うスポーツ・文化芸術団体等で、運営団体と連携しながら、活動の参加者に対して直接的な指導を行う。
- ウ 実施主体は、運営団体と協力し、活動の透明性や公平性を確保するなど、適正なガバナンス(統治・管理)の確保に努める。
- エ 実施主体は、認定地域クラブ活動を持続可能なものとするため、複数の役員や指導者が運営に関わる体制を整えるとともに、その内容を規約等に明記する。
- オ 佐賀市及び運営団体は、スポーツ庁が示す「スポーツ団体ガバナンスコード〈一般スポーツ団体向け〉」等を踏まえ、実施主体に対して、適正な運営や体制整備に関する考え方の周知・理解促進を図る。
- カ 佐賀市は、関係団体等と連携し、認定地域クラブ活動の運営団体及び実施主体の整備・充実並びに、持続可能な運営に向けた助言や情報提供等の支援を行う。

(2) 関係者間の連携体制の構築

- ア 運営団体及び実施主体は、指導方針、活動内容、活動計画、生徒の活動状況及び事故等への対応に関する責任の所在を明確にし、関係者間で共通理解を図る。
- イ 学校、運営団体及び実施主体は、特に、生徒が平日に学校部活動、休日に認定地域クラブ活動に参加する場合には、生徒の成長を一体的に支える観点から、指導の一貫性が確保されるよう相互に連携を図る。
- ウ 市教育委員会は、認定地域クラブ活動での学校施設の活用や希望する教職員の兼職兼業等が円滑に行われるよう、学校等と必要な連絡調整を行う。

(3) 会費の設定及び運営の透明性の確保

- ア 運営団体及び実施主体は、認定地域クラブ活動の実施に当たり、会費その他の参加に係る費用について、その目的、内訳及び使途が参加者及び保護者にとって分かりやすいものとなるよう明示するとともに、適切な説明を行うものとする。
- イ 会費の設定に当たっては、活動内容や実施体制、必要経費等を踏まえつつ、参加を希

望する生徒にとって過度な負担とならないよう配慮するとともに、経済的事情等により参加が著しく制限されることのないよう留意する。

ウ 市教育委員会は、認定地域クラブ活動が適切かつ継続的に運営されるよう、会費の設定や運営に関する考え方について、必要に応じて助言や情報提供を行う。

3 適切な指導・安全安心の確保

(1) 指導者

ア 指導者は、競技や技術の向上のみに偏ることなく、生徒が安全・安心な環境のもとで主体的に活動に取り組めるよう支援し、生涯にわたってスポーツ・文化芸術に親しむための基礎を育む役割を担う。

イ 指導者は、生徒の発達段階や個々の特性を踏まえ、体罰・暴言・ハラスメント等の不適切な行為を行わないことはもとより、生徒の人格を尊重し、対話を重視した指導に努める。

ウ 運営団体及び実施主体は、国、県、中央競技団体又は関係団体等が実施する研修や指導手引き等を積極的に活用し、指導者の資質向上に努める。また、生徒指導や発達段階に応じた配慮が必要な場合には、必要に応じて学校や市教育委員会等と連携し、適切な助言を得るよう努める。

エ 佐賀市は、スポーツ団体や文化芸術団体、大学等の関係機関と連携し、認定地域クラブ活動における指導者の確保に努める。指導者としては、地域人材、社会人、退職教員、学生等、多様な人材の参画を想定し、地域の実情に応じた体制整備を図る。

オ 市教育委員会は、国が示す兼職兼業に関する手引き等を参考に、認定地域クラブ活動での指導を希望する教職員が、本人の意思を尊重した上で円滑に兼職兼業の許可を得られるよう、必要な制度運用や説明を行う。兼職兼業の許可に当たっては、学校運営への影響や本人の健康等にも配慮し、適切な管理が行われるよう留意する。

(2) 安全管理及び事故防止・健康管理

ア 運営団体及び実施主体は、認定地域クラブ活動の実施に当たり、生徒の心身の健康管理及び事故防止に十分配慮し、安全・安心な活動環境の確保に努める。

イ 運営団体及び実施主体は、活動内容や参加者の状況、活動場所の特性等を踏まえ、スポーツ外傷・障害、熱中症その他の健康被害の防止に配慮するとともに、生徒の体調や発達段階に応じた無理のない活動となるよう努める。

ウ 運営団体及び実施主体は、活動中に事故やトラブルが発生した場合に備え、対応方法や連絡体制、責任の所在等をあらかじめ整理し、関係者間で共通理解を図る。

- エ 運営団体及び実施主体は、生徒の健康状態や活動上の配慮事項について、必要に応じて保護者と情報共有を行うとともに、学校や市教育委員会と連携し、適切な対応が図られるよう努める。

(3) 保険の加入

- ア 運営団体及び実施主体は、地域クラブ活動中に生じ得る事故やけが等に備え、参加する生徒及び指導者等が、適切な保険に加入することを原則とする。
- イ 運営団体及び実施主体は、加入する保険の内容や補償の範囲等について、参加者及びその保護者に対し、事前に分かりやすく説明するよう努める。

4 活動条件の適正化

技能や記録の向上に向けて競技特性を踏まえた活動を行うことが必要である一方、スポーツ障害等を防止する観点や、学業との両立を含めたバランスの取れた生活を確保する観点から、行き過ぎた活動は望ましくない。このため、認定地域クラブ活動における活動時間及び休養日の設定に当たっては、Ⅱ章「学校部活動の在り方」に示した考え方を踏まえつつ、生徒の成長や生活全般を見通し、適切な配慮を行うものとする。

(1) 適切な活動時間・休養日の設定

- ア 休日のみ実施する認定地域クラブ活動は、原則として土曜日及び日曜日のいずれか1日を休養日とする。休日に大会参加等で活動した場合は、休養日を他の休日に振り替える。
- イ 平日も活動を実施する認定地域クラブ活動は、学校の学期中において、週当たり2日以上上の休養日を設定する。この場合、原則として平日に1日、土曜日及び日曜日のいずれか1日以上を休養日とする。休日に大会参加等で活動した場合は、休養日を他の日に振り替える。
- ウ 学校の長期休業中における休養日の設定については、学期中に準じた取扱いとする。あわせて、生徒が十分な休養を取ることができるよう、一定期間の連続した休養期間を設ける。
- エ 1日の活動時間は、長くとも平日では2時間以内、学校の休業日(学期中の週末を含む。)においては原則として3時間以内とし、できるだけ短時間で、合理的かつ効率的・効果的な活動を行う。

オ 週当たりの活動時間については、「8時間程度」を目安とし、過度に逸脱しない範囲で、活動の目的や実態に応じた柔軟な運用を認める。²

(2) 活動場所

- ア 運営団体及び実施主体は、活動内容や参加者の実情に応じて、適切な活動場所を確保するとともに、安全管理に十分配慮する。
- イ 運営団体及び実施主体は、学校施設を活動場所として使用する場合、学校教育活動に支障を及ぼさないことを前提に、関係法令や施設管理上のルールを遵守し、学校と必要な連絡調整を行う。
- ウ 地域の公共施設、民間施設等を活動場所として使用する場合は、施設管理者との調整を適切に行い、安全面及び利用条件について十分に確認する。
- エ 市教育委員会は、生徒の活動機会の確保及び円滑な地域クラブ活動の実施の観点から、学校施設の活用を含めた活動場所の確保に関して、学校や関係機関と連携し、必要に応じて情報提供を行う。

5 大会・コンクール等への参加の在り方

(1) 大会・コンクール等への参加

- ア 運営団体及び実施主体は、競技成績や成果のみを目的とするのではなく、生徒がスポーツ・文化芸術に親しみ、継続的に取り組む意欲を育む観点から、大会・コンクール等への参加の在り方を検討する。
- イ 運営団体及び実施主体は、大会・コンクール等への参加が過度な負担とならないよう、活動日数、休養日、活動時間とのバランスに十分配慮する。
- ウ 運営団体及び実施主体は、大会・コンクール等への参加に当たり、主催団体や競技団体等が定める参加要件や手続を各クラブの責任において確認し、適切に対応するものとする。なお、佐賀市による地域クラブ活動の認定は、大会・コンクール等への出場資格を保証するものではない。

² 当面、平日は学校部活動、休日は認定地域クラブ活動を中心に実施するなど、学校部活動と地域クラブ活動が併存する期間においては、将来的な地域展開を見据えつつ、週当たりの活動時間が8時間程度の範囲内に収まり、かつ週2日以上の休養日が確保されることを前提として、平日と休日の活動日の組み合わせについて柔軟な運用を行うことができるものとする。生徒が、学校部活動と認定地域クラブ活動の両方に参加する場合や複数の認定地域クラブ活動に参加する場合等においては、参加する活動全体を通算した週当たりの活動時間を8時間程度の範囲内とする必要がある。

(2) 大会・コンクール等への参加及び引率体制

- ア 認定地域クラブ活動として大会・コンクール等に参加する場合の引率及び安全管理は、原則として、当該活動の運営団体及び実施主体の責任において行う。
- イ 市教育委員会は、認定地域クラブ活動に係る大会・コンクール等について、運営団体等の依頼により教職員が引率に関わる場合には、これを学校教育活動としての業務とは位置付けず、本人の意思を尊重した上で、兼職兼業として関係規程に基づき、適切に対応する。

(3) 大会運営への従事に関する留意事項

- ア 認定地域クラブ活動の関係者が大会運営に従事する場合には、指導者等に過度な負担とならないよう配慮する。
- イ 市教育委員会は、運営団体等の依頼により教職員が大会運営に関わる場合、学校教育活動としての業務と混同しないよう留意するとともに、兼職兼業の考え方に基づき適切に整理する。

IV その他

(1) 「佐賀市立中学校に係る部活動の方針」の廃止

平成30年11月に策定した「佐賀市立中学校に係る部活動の方針」は廃止する。

(2) 本基本方針の見直し

佐賀市及び市教育委員会は、改革実行期間における国や県の動向、佐賀市の取組の進捗等を踏まえ、適宜必要な見直しを行う。